（書式Ｂ2-1）

**赤文字部分を各々の事業に合わせて変更して下さい**

印紙

札幌市民間建築物耐震診断等補助事業

耐 震 診 断 契 約 書

事　業　名 ○○ビル耐震診断

上記事業について、依頼者と、受託者は次の条項と添付の耐震診断契約約款に基づき契約を締結する。

１　契約金額 金　10,800,000　円

（内消費税及び地表消費税の額　800,000　円）

２　履行期間 委託契約締結の日から

平成27年12月10日まで

３　事業内容 耐震診断事業計画書に記載された対象建築物について下記の事項を行う。

・図面及び現地調査による建築物の構造の調査

・耐震診断計算と検討

・耐震診断判定員会による判定の申込及び判定書の取得

・耐震診断報告書の作成及び提出

・予備調査報告書の内容確認作業　※実施しなければ削除

・耐震診断に必要な図面の復元　※実施しなければ削除

４　特記事項 耐震診断は対象となる建築物の主要な構造関係事項を調査し、地震に対する安全性の評価を行うものであり、耐震診断の範囲以外についての責任を負うものではない。

この契約の証として本書は２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保有する。

平成27年４月30日

（依頼者　甲　）

札幌市中央区北１条西２丁目１番地

○○ビル株式会社

代表取締役　診断　一郎

（受託者　乙　）

札幌市中央区北１条西２丁目２番地

札幌建築設計事務所株式会社

代表取締役　耐震　二郎

（書式Ｂ2-2）

札幌市民間建築物耐震診断等補助事業

**耐震診断契約約款**

（責務）

第1条　乙は本契約の対象となる耐震診断を別紙「耐震診断事業計画書」及び「耐震診断見積書」に従って行うこととし、甲にそれらの内容を十分に説明しなければならない。

２　甲は乙が事業を遂行するに必要な事項及び資料を遅滞なく提示して協力しなければならない。

３　乙は誠意を持って事業を完遂しなければならない。

（事業の期間）

第２条　乙は契約書に記載した期間内に事業を完了させなければならない。

（機密の保持）

第３条　乙は業務上知り得た甲の機密事項を札幌市及び北海道建築士事務所協会を除く第三者へ漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第４条　甲及び乙は本契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（再委託の禁止）

第５条　乙は業務の全てを第三者へ再委託してはならない。

（事業内容の変更及び中断）

第６条　甲は必要があると認めた時は、乙と協議の上で事業の内容を変更・中断することが出来る。甲はそれによって生ずる乙の損害を賠償する。

（甲の契約解除権）

第７条　甲は次の各号の１つに当たるときはこの契約を解除することが出来る。乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

（１）乙の業務が正当な理由無くして契約期間内に完了せず、かつ期限後の相当期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

（２）乙が本契約に違反し、その違反が甲乙の信頼関係を破壊するに至った時。

（乙の契約解除権）

第８条　乙は次の各号の１つに当たるときはこの契約を解除することが出来る。甲はそれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

（１）甲の責めに帰すべき理由により事業の責務を適正に果たすことが出来なくなると認められるとき。

（２）第６条による事業の中断が契約期間以上に達したとき。

（３）甲が本契約に違反し、その違反が甲乙の信頼関係を破壊するに至った時。

（業務の報告）

第９条　乙は事業が完了したときは、甲に成果品を提出し、調査結果について説明をしなければならない。

２　甲は成果品受領と調査結果の説明を確認した後、乙の請求書を受領する。

３　乙が提出する成果品の提出部数は３部以内とする。

（協議事項）

第10条　本契約及び約款に定めのない事項が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議し定めるものとする。

以上